

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和6年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		人	%	職名	人	人	%	段階	
6級	(1) 課長、室長、館長、局長、所長及び徴収統括監の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	21	8.9%	課長	14	21	8.9%	課長級	
				室長	1				
				局長	2				
				所長	1				
				参事(特定任期付2級含む)	3				
				計	21				
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 園長の職務	18	7.6%	課長補佐	11	18	7.6%	課長補佐級	
				局長補佐	2				
				副所長	2				
				検査監	1				
				園長	2				
				計	18				
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 副園長及び教頭の職務 (6) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (7) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (8) 主任保健師の職務 (9) 主任司書の職務 (10) 指導主事の職務	47	19.8%	主幹	1	47	19.8%	係長級	
				係長	27				
				センター長	1				
				主査	7				
				副園長	2				
				主幹保育教諭	3				
				主任保育士	2				
				主任栄養士	1				
				指導主事	1				
				主任水道技師	2				
				計	47				
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、 運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	46	19.4%	主事	27	46	19.4%	係員級	
				技師	4				
				保育教諭	2				
				保育士	2				
				保健師	4				
				業務士	5				
				運転士	1				
				業務主任	1				
				計	46				
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務	56	23.6%	主事	43	56	23.6%	係員級	
				技師	3				
				保育教諭	5				
				保育士	3				
				用務員	1				
				調理員	1				
				計	56				
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務	49	20.7%	主事	41	49	20.7%	係員級	
				技師	1				
				保育教諭	4				
				保育士	1				
				管理栄養士	1				
				業務員	1				
				計	49				
		237	100%			237	237	100%	